

精神疾患により長期休業されている教職員の皆様へ

教職員復職支援プログラムのご案内



長い間休んだので、職場復帰に不安がある
所属で職場復帰訓練をして、スムーズに復帰したい
……という教職員の方へ

県教育委員会では、精神疾患により長期休業されている教職員の皆様が、職場復帰をされる際、復帰に対する不安を軽減し、円滑な職場復帰と復帰後の再発防止を図るため、本人の申出を前提に、職場復帰訓練や職場復帰後のサポートにかかる支援を実施します。

以下に、教職員復職支援プログラムの概要と実施の流れを紹介します。

1 概要

<プログラムの対象者>

精神疾患により休職、長期特別休暇中の
県立学校及び市町村立学校教職員
県教育委員会事務局及び教育機関の職員

<訓練実施場所>

原則として
訓練職員の所属

<職場復帰訓練期間>（状況により短縮・延長可）

休職期間中の方	目安として 4 週間程度
特別休暇中の方	〃 2 週間程度

【職場復帰訓練の内容例（休職教員の場合）】

第 1 段階 第 1 週

「通勤や職場の雰囲気
に慣れる段階」

1 日 2 ～ 4 時間、
週 3 日程度

- ・ 通勤訓練
- ・ 文書整理
- ・ 給食・清掃指導

第 2 段階 第 2 週

「授業の雰囲気や
児童・生徒との
接触に慣れる段階」

1 日 3 ～ 5 時間、
週 4 ～ 5 日程度

- ・ 授業参観
- ・ T T での補助

第 3 段階 第 3 週

「授業への復帰
訓練の段階」

1 日 5 時間～フル
週 5 日程度

- ・ T T での主体
- ・ 職員会議への参加

第 4 段階 第 4 週

「教師としての
復帰訓練の段階」

フルタイム
週 5 日

- ・ 主体的な授業訓練
- ・ 復職の最終準備

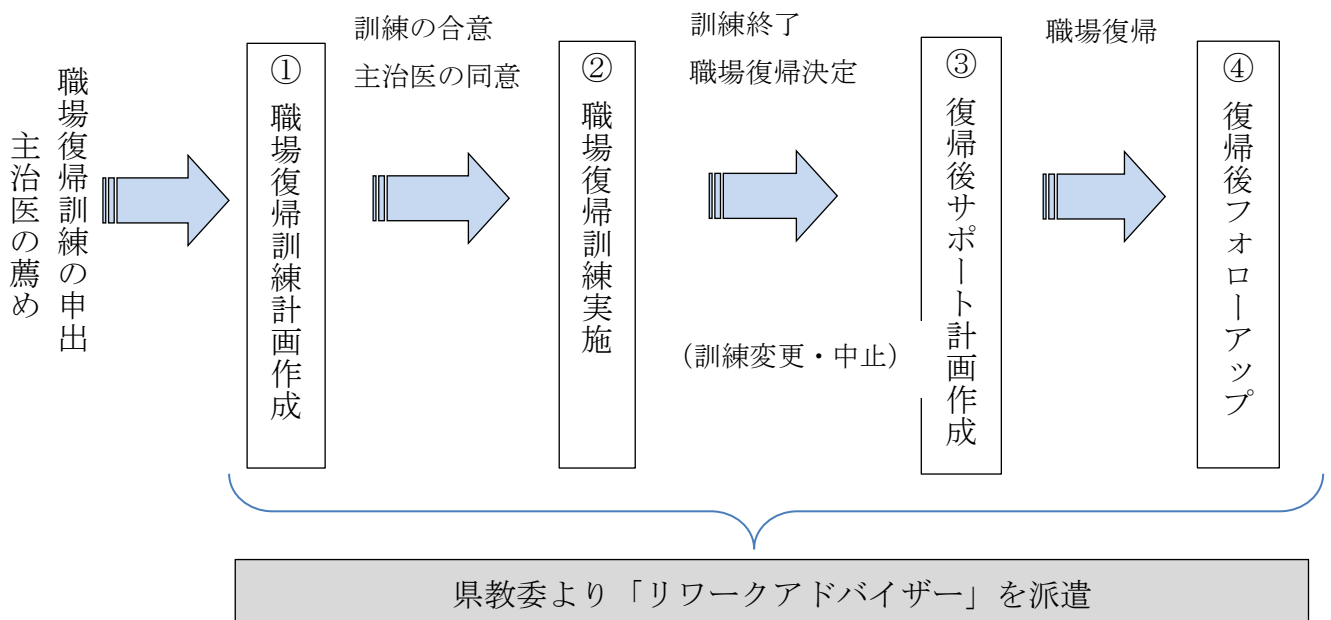
<復職支援プログラムにより支援を受けるメリット>

- ・ 県教委の負担により、訓練期間中、傷害保険（※）に加入します。
※詳細は、教育庁福利厚生課あてお問合わせください。
- ・ 県教委が「リワーク（復職）アドバイザー」を派遣します。
- ・ 復職後も計画にフォローアップを実施します。

2 実施の流れ

復職支援プログラムは、休職・休暇中に実施するものです。このプログラムを希望される場合は、職場復帰訓練開始前に必要な手続きがありますので、期間には余裕を持って申し出てください。

職場復帰訓練や職場復帰後のサポートには、所属長や同僚の方々の理解や協力が不可欠です。訓練や復帰をスムーズに進めるため、県教委ではリワークアドバイザー（ベテランの臨床心理士等）を派遣し、アドバイスをを行います。



3 連絡先

【職場復帰訓練に関する問い合わせ】

県教育庁教職員課

電 話 023-630-2863（高校）、2864（特別支援学校、小・中学校）

FAX 023-630-2857

県教育庁教育政策課 行政管理担当（県教育委員会事務局・教育機関）

電 話 023-630-2907 FAX 023-630-2998

【リワークアドバイザーの派遣、傷害保険に関する問合せ】

県教育庁福利厚生課 健康管理担当

電 話 023-630-2882 FAX 023-641-6779

所在地 〒990-8570 山形市松波2丁目8-1